

住宅用太陽光発電システム設置支援事業 補助金申請の手引き

新発田市では、市民の住宅への太陽光発電システム等の導入を促進することにより、地球温暖化防止対策と持続可能な社会づくりの推進を図るため、住宅用の太陽エネルギー設備を導入する方に、その費用の一部を補助します。

この手引きは、補助金申請の手続きの概要と、申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

▼住宅用太陽光発電システム設置支援補助金の概要

【補助金の対象】

○個人申請者

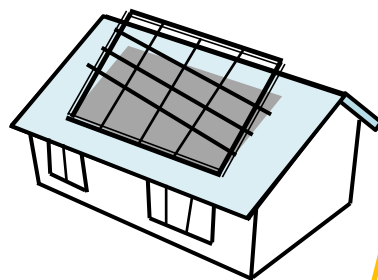
自らが居住または住居を予定している市内の住宅（店舗等との併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のものを含む。）または土地に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする個人

【申請の要件】

- 対象設備の設置工事の一部又は全部を市内に営業所のある業者に発注すること（詳細は手引き3ページをご覧ください。）
- 余剰電力を電力会社へ売電すること

【対象設備／補助率・額】

- 太陽光発電システム
- 1kWあたり、5万円
（上限15万円）



問い合わせ・申請受付窓口

新発田市 環境衛生課 生活環境係

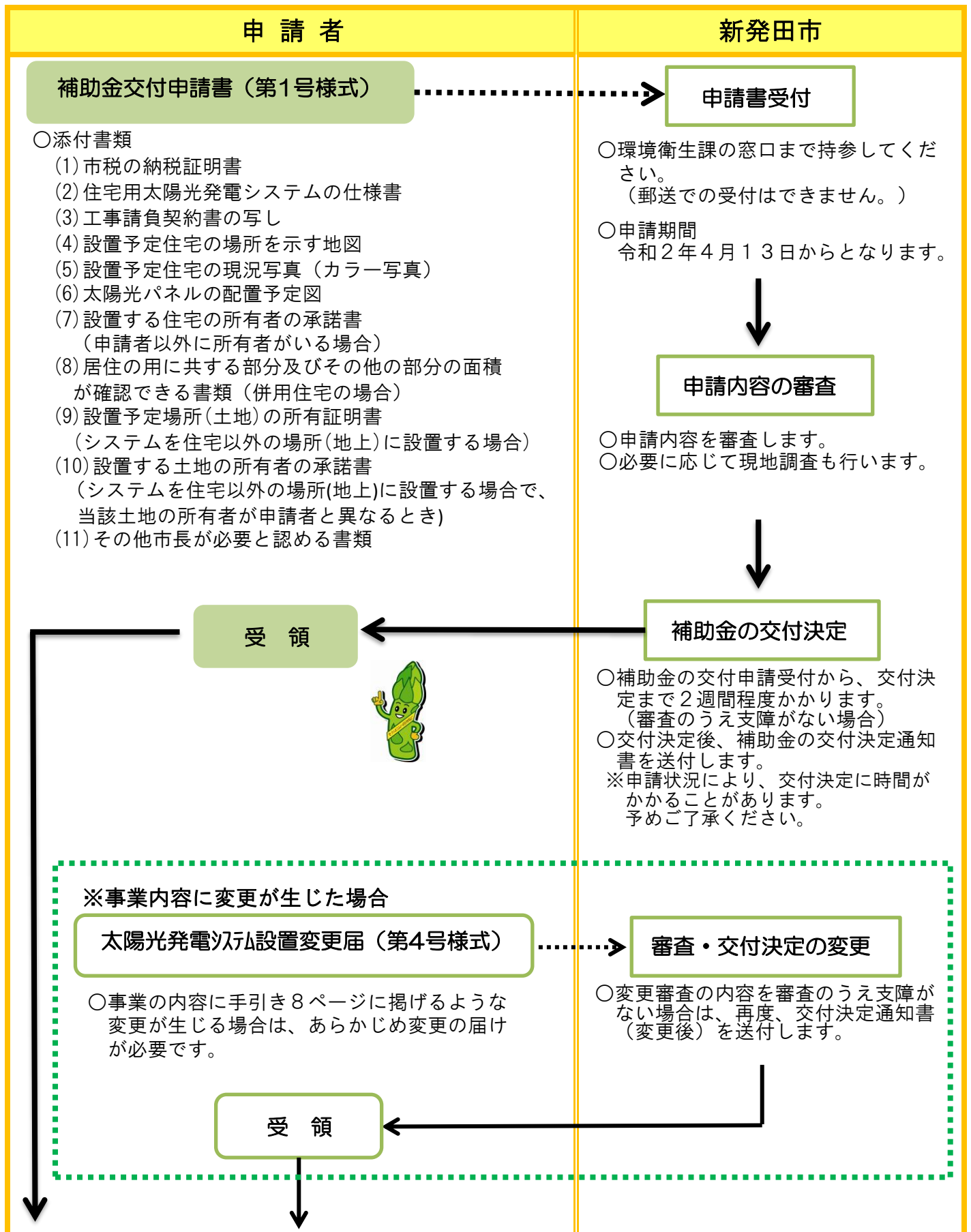
〒957-8686

新発田中央町3-3-3

☎ 28-9120

※新発田市ホームページにも掲載されています

1. 補助金交付までの手続きの流れについて



次頁もご覧ください

申請者

新発田市



工事の着手

- 工事は、必ず交付決定通知書（変更の場合は、変更後の交付決定通知書）を受けてから着手してください。
- 事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。

工事の完了

事業実績報告書（第6号様式）

- 添付書類
 - (1) 住宅用太陽光発電システムを構成する機器の設置に要した費用の領収書（写し）
 - (2) 領収書内訳書
 - ※領収書で補助対象機器であること及び内訳が確認できる場合は不要です。
 - (3) 設置された状況が確認できる写真（カラー写真）
 - (4) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
 - (5) 市内に営業所のある業者が係ったことがわかる書類
 - ※領収書で市内業者と確認できる場合は不要です。
 - (6) 口座振込申出書（13ページ）
 - (7) 住民票の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類

補助金の支払い

- 指定の口座に補助金を振り込みます。
- 実績報告書の提出から1～2か月程度かかります。

報告書受付

- 事業を完了した日から、30日以内に環境衛生課の窓口まで持参してください。（郵送での受付はできません。）
- 令和3年3月15日までに実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。

報告内容の審査

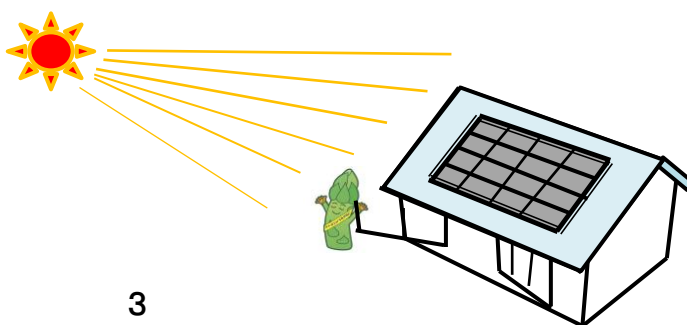
- 実績報告書を審査します。
- 必要に応じて現地調査も行います。

補助金交付額の確定

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。

2. 申請の要件

- 自らが居住または住居を予定している市内の住宅（店舗等との併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のものを含む。）または土地に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする個人であること。
- 申請者以外に当該住宅の所有者がいる場合は、その所有者の承諾書を提出すること。（承諾書の参考様式が必要な方は、お申し出ください。）
- 実績報告日までに、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- 地上に設置する場合で、当該土地の所有者または納税義務者が申請者と異なるときは、その所有者または納税義務者の承諾書を提出すること。（承諾書の参考様式が必要な方は、お申し出ください。）
- 市税を滞納していないこと。
- 過去に同一の対象設備に関する本市の補助金の交付を受けていないこと。
- **対象設備の設置工事の一部または全部を市内に営業所のある業者に発注すること。**
 - ※対象設備の設置工事について、『設備購入』または『設置工事』どちらか一方でも良い。
 - 設備購入 補助対象機器(4ページ)のうち一つの購入を最低限度とし、対象設備の部品の購入のみは認めない。
 - 設置工事 太陽光発電システムの設置に係る工事であること。安全対策・積雪対策等特殊工事に係る工事、電気工事を含む。
- 交付決定を受けた後に対象設備の設置工事に着手すること。
- 住宅用太陽光発電システムによって得られた電力を自ら使用すること。
- 当該年度の3月15日までに電力会社と電力受給契約を締結し、実績報告書を提出できること。



3. 補助対象機器の要件

▼機器の要件

- 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。
- 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高い信頼性が実証されているものであること。
- 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。以下同じ。）又はパワーコンディショナの定格出力（日本産業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽光発電システム用パワーコンディショナの定格出力をいい、複数のパワーコンディショナを設置する場合は系列ごとに当該値を合計した数値とする。以下同じ。）の値のいずれか小さい方の値が10キロワット未満であること。
- 自立運転機能を有するものであること。
- 未使用品であること。

▼補助対象機器 及び 補助対象設置工事

- 太陽電池モジュール
- 架台
- インバータ・保護装置
- その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）
- 電気工事 太陽電池モジュール及び架台以外の対象機器の取付けとその配線を行う。住宅の分電盤から太陽電池モジュール側の配線接続工事の全て（一部を行うことは認めない）
- 屋根工事 瓦除去工事、架台の取付け工事の全部
- 太陽電池モジュール設置工事
- 安全対策・積雪対策等特殊工事に係る工事

4. 補助金交付申請に必要な書類

- ▼申請に必要な部数は『1部』です。
提出いただいた書類は返還できませんので、必要に応じて「写し」をお取りください。
- ▼申請書記入例（11ページ）を参考に作成してください。

□ 補助金交付申請書（第1号様式）

- 申請者の押印があること
- 手続き代行者を選任する場合は、委任状（手続き代行者の押印があること。）の添付があること
※申請者印及び手続き代行者印は、本補助金に関する一連の手続き（変更・中止申請、実績報告）ですべて同じ印を使用してください。（工事請負契約書など「写し」として提出いただく書類は別印で構いません。）

□ 市税の納税証明書

- 申請日前6か月以内に発行されたもの（写し可）であること
※納税証明書の取得については、9ページをご覧ください。

□ 土地の所有証明書（住宅用太陽光発電システムを地上に設置する場合）

- 申請日前6か月以内に発行されたもの（写し可）であること
※所有証明書の取得については、9ページをご覧ください。

□ 住宅用太陽光発電システムの仕様書

- 構成する機器の型式、規格及び数量等が確認できること

□ 建築工事請負契約書（新築の建築物に設置する場合）の写し

□ 設置工事請負契約書（既存の建築物に設置する場合）の写し

- 発注者は申請者本人であること
- 発注者・請負業者双方の押印があること
- 収入印紙が貼付され、消印があること
- 太陽光発電の設置工事に係る契約書であることが確認できること
※新築の建築物に設置する場合、太陽光発電の設置工事に係る費用が確認できるもの（見積書等）も添付してください。

□ 設置予定住宅の場所を示す地図

- 対象となる住宅等及びその周辺がわかること

□ **設置予定住宅の現況写真（カラー写真）**

- 対象となる住宅の全景写真（新築の場合は敷地の写真）
- 屋根などの設置予定場所の現況写真
- 撮影日（申請日前2週間以内）が記載されていること

□ **太陽光パネルの配置予定図**

- 設置予定場所及び数量がわかること

□ **設置する住宅の所有者の承諾書（申請者以外の所有者がいる場合）**

- 申請者以外の対象住宅所有者からの承諾書であること
- 承諾者の押印があること
 - ※申請者のみが所有する住宅である場合は不要です。
 - ※承諾者印は、申請者印や他の承諾者印とは別の印としてください。同一の印は認められません。
 - ※承諾書の参考様式が必要な方は、お申し出ください。

□ **設置する土地の所有者等の承諾書（地上に設置する場合で、申請者以外の所有者及び納税義務者がいる場合）**

- 申請者以外の土地の所有者及び納税義務者からの承諾書であること
- 承諾者の押印があること
 - ※申請者のみが所有する土地である場合は不要です。
 - ※承諾者印は、申請者印や他の承諾者印とは別の印としてください。同一の印は認められません。
 - ※承諾書の参考様式が必要な方は、お申し出ください。

□ **居住の用に供する部分及びその他の部分の面積が確認できる図面（併用住宅の場合）**

- 併用住宅において、床面積の過半以上が住居であることが確認できる図面であること
 - ※必要に応じて面積表等の添付を求めることがあります。

□ **その他市長が必要と認める書類**

※対象となる住宅の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。



5. 実績報告に必要な書類

- ▼申請に必要な部数は『1部』です。
提出いただいた書類は返還できませんので、必要に応じて「写し」をお取りください。
- ▼報告書記入例（12ページ）を参考に作成してください。

□ 事業実績報告書（第6号様式）

- 申請者の押印（補助金交付申請時と同じ印）があること

□ 住宅用太陽光発電システムを構成する機器の設置に要した費用の領収書（写し）

- 発注者（＝申請者本人）に対して発行された領収書であること
- 請負業者の押印があること
- 収入印紙が貼付され、消印があること
- 補助対象機器の領収書であることが確認できること
※補助金申請で提出いただいた工事請負契約書の合計金額との整合が確認できるものとしてください。

□ 領収書内訳書

- 補助対象機器であることが確認できること
※補助金申請で提出いただいた工事請負契約書の合計金額との整合が確認できるものとしてください。
※領収書で補助対象機器であること、内訳が確認できる場合は不要です。

□ 設置された状況が確認できる写真（カラー写真）

- 補助金申請時の写真と比較して、対象設備が設置されたことが明確に確認できる写真であること
- モジュールの枚数、接続箱、パワーコンディショナ、パワーコンディショナの製造番号、電力量計等が確認できる写真であること
※モジュール枚数が確認できる写真の撮影が難しい場合は、全体の設置状況がわかる写真とともに、モジュール配置図などを提出してください。
※新築住宅の場合は、実績報告時に住宅の全景の写真が必要です。

[次頁もご覧ください](#)

□ 電力会社との電力受給契約確認書（写し）

- 申請者が契約者であること
- 記載された受給電力、パワーコンディショナの出力・型式等が、申請内容と整合していること

□ 市内に営業所のある業者が設置工事を行ったことがわかる書類

- 売買契約書等の写し
※市内に営業所のある業者であることが確認できること
※領収書で市内の業者・補助対象機器であることが確認できる場合は提出不要です。

□ 口座振込申出書（13ページ）

- 補助金を振り込む口座で、申請者名義であること

□ 住民票の写し

- 対象住宅に居住していることを示すものであること
※住民票の写しの取得については、9ページをご覧ください。

□ その他市長が必要と認める書類

※対象となる住宅の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

【注意】 申請内容の変更について

申請内容に次のような変更が生じる場合は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。設置変更届（第4号様式）に、変更内容が分かる書類を添えて提出してください。

（変更による補助金の増額はありません。また、変更手続きがなされていない場合、実績報告書は受付できません。）

- ▼ 補助金申請書に記載した太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値の変更
- ▼ 対象設備のメーカー、太陽電池モジュールの型番又はパワーコンディショナの型番の変更
- ▼ その他市長が必要と認める変更
（不明な場合は、環境衛生課までお問い合わせください。）

6. その他申請にあたっての注意事項

▼ 市税の納税証明書の取得について

- 本補助金の申請には、「申請日前6か月以内に発行された納税証明書(写し可)」の添付が必要です。
- ※市税の納期到来分について未納がないことを証明する納税証明書が必要です。
- ※市役所本庁舎3階収納課、各支所の窓口で発行されます。
(発行手数料が必要となります。)
- ※同居親族以外の代理申請は同意書が必要です。同意者が署名押印した同意書をお持ち下さい。

▼ 住民票の写しの取得について

- 本補助金の実績報告には、「住民票の写し(申請者本人のみ)」の添付が必要です。
- ※市役所本庁舎1階市民生活課、各支所の窓口で発行されます。
(発行手数料が必要となります。)
- ※本人、世帯員以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状をお持ち下さい。

▼ 土地の所有証明書の取得について

- 住宅用太陽光発電システムを地上に設置する場合は、本補助金の申請に、「申請日前6か月以内に発行された当該土地の所有証明書(写し可)」の添付が必要です。
- ※市役所本庁舎3階税務課、各支所の窓口で発行されます。
(発行手数料が必要となります。)
- ※同居親族以外の代理申請は同意書が必要です。同意者が署名押印した同意書をお持ち下さい。

▼ 他の補助金等との併給について

- 他の補助金等との併給については、お問合せください。

▼ 対象設備の適切な維持管理と関係書類の保管について

- 補助金を受けた機器については、法定耐用年数(太陽光発電システム:17年)の間、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付けをすることはできません。
- 本補助金に関する契約書や領収書その他対象設備に関する書類は、5年間保管する必要があります。

[次頁もご覧ください](#)

▼ 事業計画の中止について

- 太陽光発電システムの設置を中止しようとするときは、速やかに事業中止報告書（第5号様式）を環境衛生課に提出してください。

▼ 補助金交付の取消し・返還について

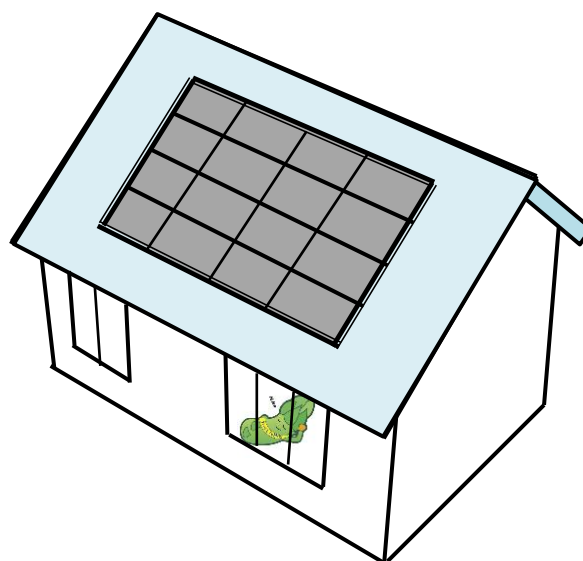
- 補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

▼ 調査協力について

- 本補助金の交付を受けた方には、市から調査（設備設置から約1年後）等の協力をお願いすることがあります。

▼ その他

- 全国的に太陽光発電システムに関する消費者トラブルが増加しています。契約にあたっては、内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。
- システムの設置工事後に雨漏りが発生するなどの施工トラブルも増加しています。事前に十分な調査を行うとともに、不具合が発生しないよう適切に施工することが必要です。
- システムの設置による落雪や反射光などによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。設備の設置場所や位置、角度などは十分に検討してください。



補助金交付申請書（第1号様式）の記入例


- ① 申請書類の提出日を記入してください。
 ※添付書類の写真は、申請日（提出日）前2週間以内に撮影したものが
 必要ですのでご注意ください。
- ② 申請者の現在の住所・氏名を記入し、申請者印を押印してくだ
 さい。
 ※実印である必要はありません（認印可）が、スタンプタイプの印は
 認められません。
 ※本補助金の一連の手続きには、すべてこの申請者印での押印が必要
 となります。
 ※交付決定通知書は、この欄に記載された住所に郵送します。
- ③ 太陽光発電システム設置場所の住所を記入してください。
 ※新築住宅等で住居表示がない場合は、地名地番を記入してください。
- ④ 補助金申請額を記入してください。
 ※下記⑤の値から、補助金額を算定して記入してください。
 5万円（1キロワットあたり）× ⑤の値
 ※上限額は15万円で、1,000円未満切捨てとなります。
- ⑤ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディ
 ショナの定格出力のいずれか小さい方の値を記入してください。
 ※日本産業規格又はIEC等の国際規格に規定されている、太陽電池
 モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定
 格出力の合計値のいずれか小さい方の値を記入してください。
 （10キロワット未満が対象となります。）
- ⑥ 工事の着手予定年月日・完了予定年月日を記入してください。
 ※申請受付から交付決定まで概ね2週間程度かかりますので、余裕を
 もった工事計画としてください。
 ※あくまで申請時点における予定であり、着手・完了の遅れなどによ
 る変更手続きは不要ですが、令和3年3月15日までに実績報告書
 の提出がない場合、補助金は交付されません。

第1号様式（第5条関係）

新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金交付申請書

新発田市長 様

① 令和2年〇月〇日

② 申請者
 住所 新発田市中央町3-3-3
 氏名 新発田 太陽 

新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金の交付を受けたいので、新発田
 市住宅用太陽光発電システム設置支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類
 を添えて、次のとおり申請します。

記

- 1 太陽光発電システムの設置場所の住所
 ③ 新発田市 中央町3-3-3
- 2 交付を受けようとする補助金の額とその算出の基礎
 (1) 補助金額 ④ 金 150,000 円
 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力
 のいずれか小さい方の値
 ⑤ 4.55 キロワット (小数点第2位まで 小数点第3位は切捨て)
- 3 着工予定年月日 令和2年〇月〇日
- 4 完了予定年月日 ⑥ 令和2年〇月〇日
- 5 関係書類
 (1) 市税の納税証明書
 (2) 太陽光発電システムの仕様書（構成する機器の型式、規格及び数量等が確認できる
 もの）
 (3) 建築工事請負契約書の写し（建築物の新築に際して申請する場合）又は太陽光発電
 の設置工事請負契約書の写し（既存の建築物に関して申請する場合）
 (4) 太陽光発電システムを設置する予定の住宅の位置図
 (5) 太陽光発電システムを設置する予定箇所（新築の場合は敷地）の現況を示すカラー
 写真
 (6) 太陽光パネルの配置予定図
 (7) 太陽光発電システムを設置する住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、当該所有
 者の承諾書

事業実績報告書（第6号様式）の記入例

- ① 実績報告書の提出日を記入してください。
※事業完了年月日から30日以内に提出してください。
- ② 申請者の実績報告時の住所・氏名を記入し、申請者印を押印してください。
※補助金交付申請書と同じ印としてください。
※新築住宅等の場合は、引越し後の住所（太陽光発電システムの設置場所の住所）となるのでご注意ください。
※補助金確定通知書は、この欄に記載された住所に郵送します。
- ③ 交付決定通知書の右上に記載された日付を記載してください。
※変更申請を行った場合は、変更後の交付決定通知書の右上に記載された日付を記載してください。
- ④ 交付決定通知書に記載された補助金額を記入してください。
※変更申請を行った場合は、変更後の交付決定通知書に記載された補助金額を記入してください。
- ⑤ 工事の着手年月日・事業完了年月日を記入してください。
※工事に着手した日付を記入してください。交付決定通知書の右上に記載された日付以降となります。
※事業が完了した日付（電力受給開始日又は領収書の発行日で遅い日付）を記入してください。

第6号様式（第9条関係）

新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援補助事業実績報告書

新発田市長 様

① 令和2年●月●日

② 申請者
住所 新発田市中央町3-3-3
氏名 新発田 太陽

③ 令和2年△月△日付けで交付決定のあった新発田市住宅用太陽光発電システム設置支援補助事業について、下記のとおり事業が完了しましたので、事業の実績を報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 ④ 金 150,000 円
- 2 着手年月日 ⑤ 令和2年●月●日
- 3 完了年月日 ⑤ 令和2年●月●日
- 4 添付書類
(1) 太陽光発電システムの設置に係る領収書の写し
(2) 領収書の内訳がわかるもの
(3) 太陽光発電システムを構成する機器の設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、パワーコンディショナの製造番号、電力量計等が確認できるもの）
(4) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
(5) 市内に営業所がある業者が設置工事を行ったことが分かる書類
(6) 口座振込申出書（補助金を振り込む口座を記載してください。口座の名義人は、決定者となります。）
(7) 住民票の写し

【注意】 申請内容の変更について

申請内容に次のような変更が生じる場合は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。設置変更届（第4号様式）に、変更内容が分かる書類を添えて提出してください。（変更による補助金の増額はありません。また、変更手続きがなされていない場合、実績報告書は受付できません。）

- ▼ 補助金申請書に記載した太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値の変更
- ▼ 対象設備のメーカー、太陽電池モジュールの型番又はパワーコンディショナの型番の変更
- ▼ その他市長が必要と認める変更（不明な場合は、環境衛生課までお問い合わせください。）

口座振込申出書

年 月 日

新 発 田 市 長 様

郵便番号	—
住 所	
氏 名	(印)

住宅用太陽光発電システム設置支援補助金の口座振込について下記のとおり申し出ます。

振込口座

		銀 行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合		本 店 支 店 出張所
種 別	1. 普 通 2. 当 座	口 座 番 号 (右 づ め)		
口 座 名 義			(フリガナ)	

※振込口座は、申請者本人名義のものとしてください。